

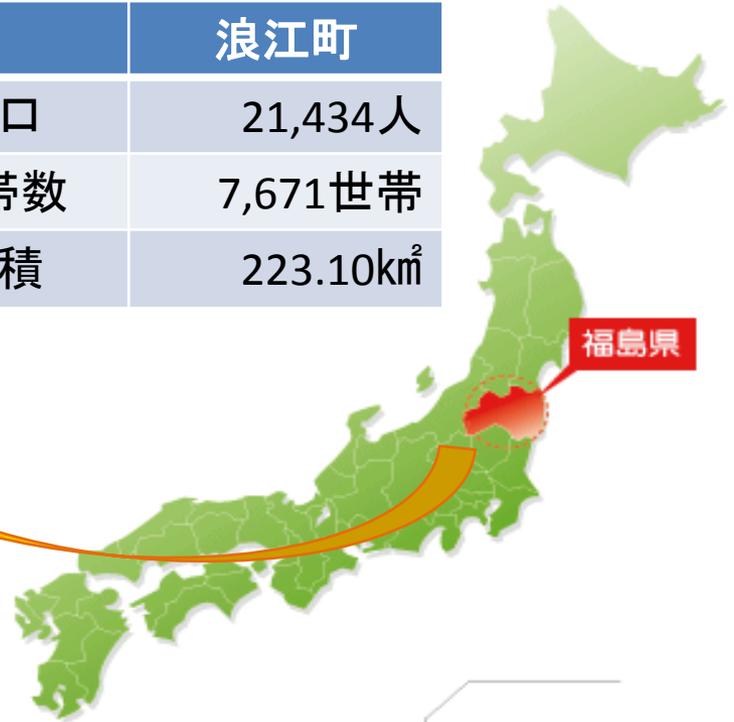
# 浪江町の被災状況 及び復興への課題

福島県浪江町長 馬場 有

# 浪江町って、どんな町？



浪江町	
人口	21,434人
世帯数	7,671世帯
面積	223.10km <sup>2</sup>



## ◆浪江の特産品



大堀相馬焼



地酒



魚介類

## ◆浪江焼麺太国



B-1 グランプリ出場

## ◆DASH村



- 第6回姫路大会 4位
- 第7回北九州大会 4位
- 第8回豊川大会 1位(ゴールドグランプリ)
- 第9回郡山大会 殿堂入り団体として出場

# 海と緑にふれあうまち・福島県最東端のまち (東経141度2分49秒)



浪江町ガイドマップに記載の内容は平成21年10月現在のものです。  
常磐自動車道は平成23年度供用開始の予定です。



自然・風景



伝統文化:裸参り



伝統文化:相馬野馬追

人々の賑わい



# 平成23年3月11日 東日本大震災発生

- 地震による被害
- 津波による被害
- 放射性物質の汚染被害



地震の被害

## 津波の被害



放射性物質の汚染被害  
～時が止まった町～





帰還困難区域

常磐自動車道(建設中)

国道114号

居住制限区域

茨城県

清江高校

ひまわり村広場

清江町役場

国道6号

国道6号

清江東中学校

真名町

清江川

大平山

大平川

慰労広場

避難指示解除準備区域

清江

清江町

清江



# 残る津波被害と原発排気筒



# ◆浪江町の被災状況 (H26.9.30現在)

◇避難対象者：21,434人〔全町民〕

◇避難先 (2014.9.30現在 支援対象者：21,060人)

福島県内 14,669人 (69.7%)

福島県外 6,391人 (30.3%)

◇事業所

約1000事業所が被災 (商工会加盟約600社)

エスエス製薬(株)福島工場、浪江日本ブレーキ(株)、浪江日立化成工業(株)など  
主要事業所も被災

◇浪江町総生産額 600億円

◇家屋被害

全壊651戸 (流失586 地震65) (H25.3まで目視による判定)

◇人的被害

死者182名 (うち特例死亡33名)、震災関連死337名

# 災害発生初期の状況

日付	時刻	内容
3月11日	14:46	震度6強の地震発生(震源=三陸沖M9.0)
	14:54	震度5弱の地震発生(震源=福島県沖M6.1)
	15:33	津波第一波到達
	15:37	福島第一原子力発電所1号機で全交流電源喪失(15:41までに1~5号機の全交流電源喪失)
	15:42	原子炉全交流電源喪失(原災法第10条第1項特定事象)
	16:28	震度5弱の地震発生(震源=岩手県沖M6.6)
	16:36	原子炉非常用冷却装置注水不能(原災法第15条第1項特定事象)
	17:40	震度5弱の地震発生(震源=福島県沖M6.0)
	19:03	福島第一原発「原子力緊急事態宣言」発令
	21:23	政府、半径3km圏内の住民に避難指示、半径3km~10km圏内の住民に屋内退避指示(町は退避指示未確認、報道により事実確認)
3月12日	5:44	政府、避難指示を半径3km~10km圏内に拡大(町は退避指示未確認、報道により事実確認)
	6:07	町災害対策本部会議(10km圏外への避難決定)

# 災害発生初期の状況

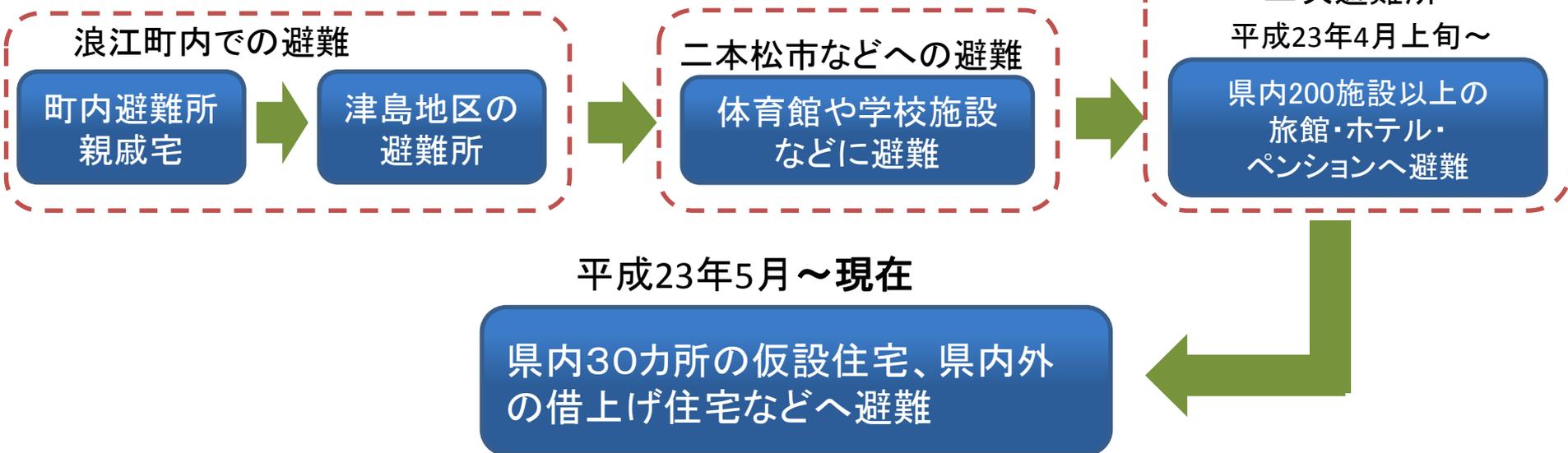
日付	時刻	内容
3月12日	13:00	町災害対策本部会議(津島支所へ移転決定)
	15:36	福島第一原発1号機の爆発音到達
	18:25	内閣総理大臣、避難指示を半径10km～半径20km圏内に拡大 (町は退避指示未確認、報道により事実確認)
3月14日	11:01	福島第一原発3号機で、水素爆発
3月15日	4:30	町災害対策本部会議(二本松方面への避難方針決定)
	10:00	二本松市へ住民移動開始～夕刻 二本松市役所東和支所に役場機能移転完了
	11:00	政府、半径20km～30km圏内の住民に屋内退避指示
3月25日		政府、半径20km～30km圏内の住民に自主避難要請
4月22日		福島第一原発から 半径20km圏内を「警戒区域」に設定、 半径20km～30km圏内を「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に設定
5月23日		福島県男女共生センター(二本松市)へ役場機能を移転

国道114号 津島へ向かう車の列

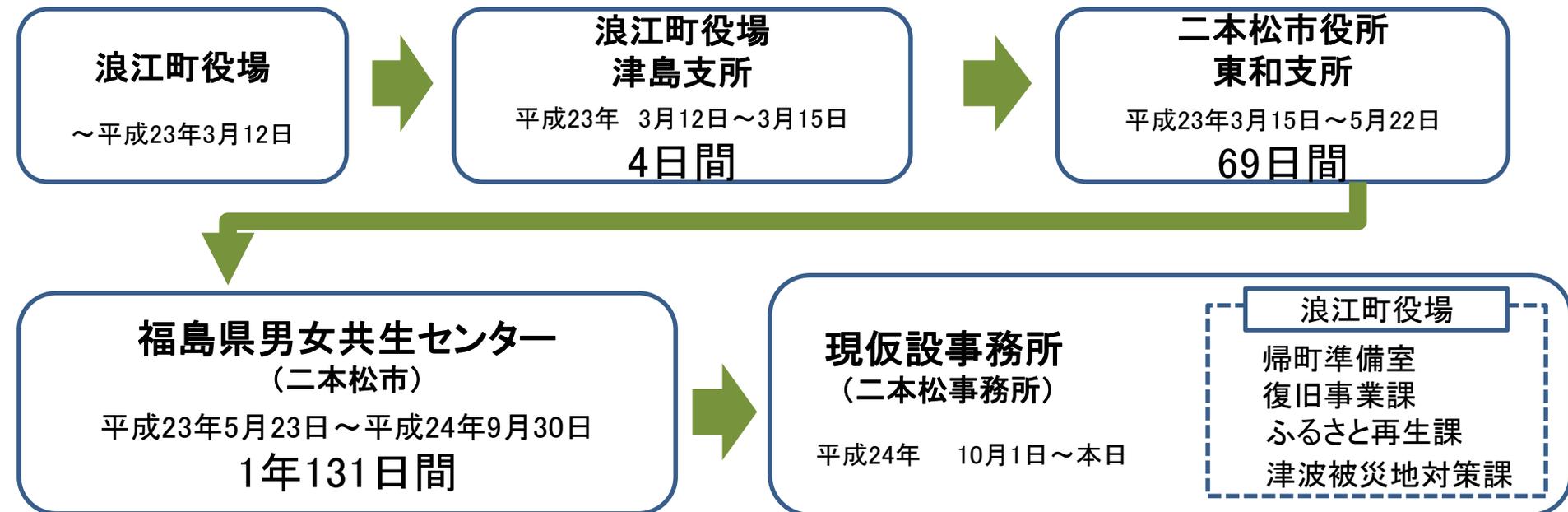


避難所の様子

# ◆町民の避難経過



# ◆役場機能移転の経過

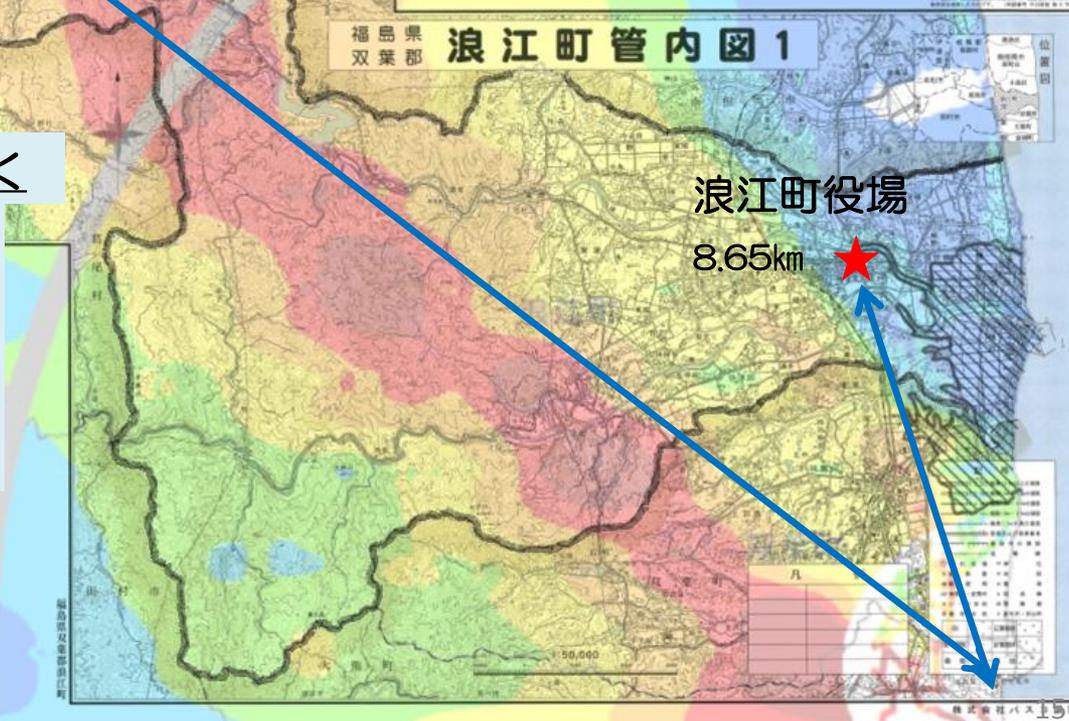


# データではわからない“心”の被災

2012.3

## 助けられなかった命

→沿岸部では津波による壊滅的な被害。  
翌日以降、本格的な捜索活動が予定されたが、避難指示が出たため**捜索ができず**  
**に避難。**



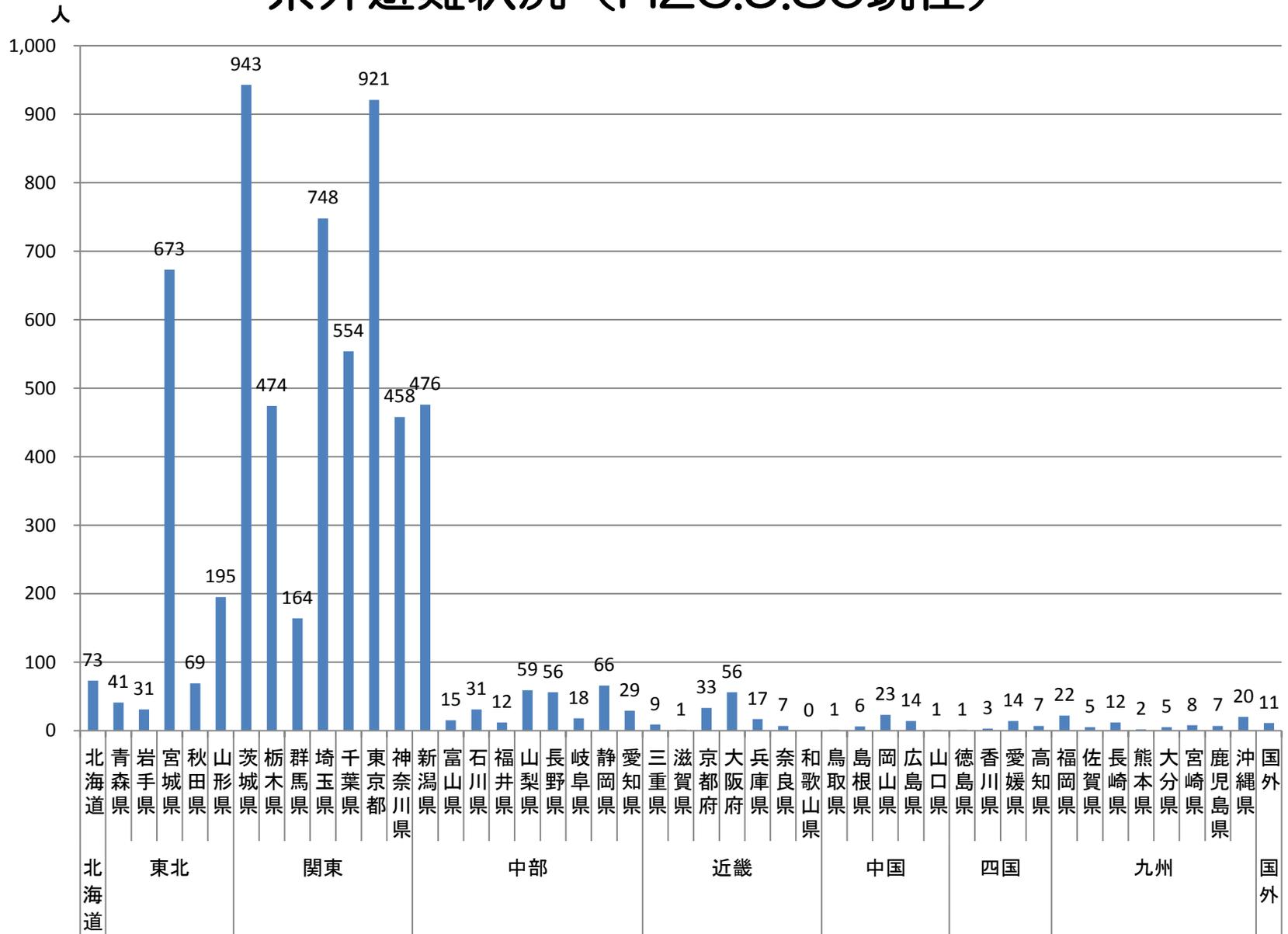
## 避難支援策の欠如による無用な被ばく

→避難指示範囲の拡大により避難した  
津島地区は、奇しくも**高線量の区域**。  
しかし、当時は国、県等からその情報は  
なく滞在。



復興庁発表「空間線量率の予測2012年3月」を  
元に作成。現地における実測値とは異なります。

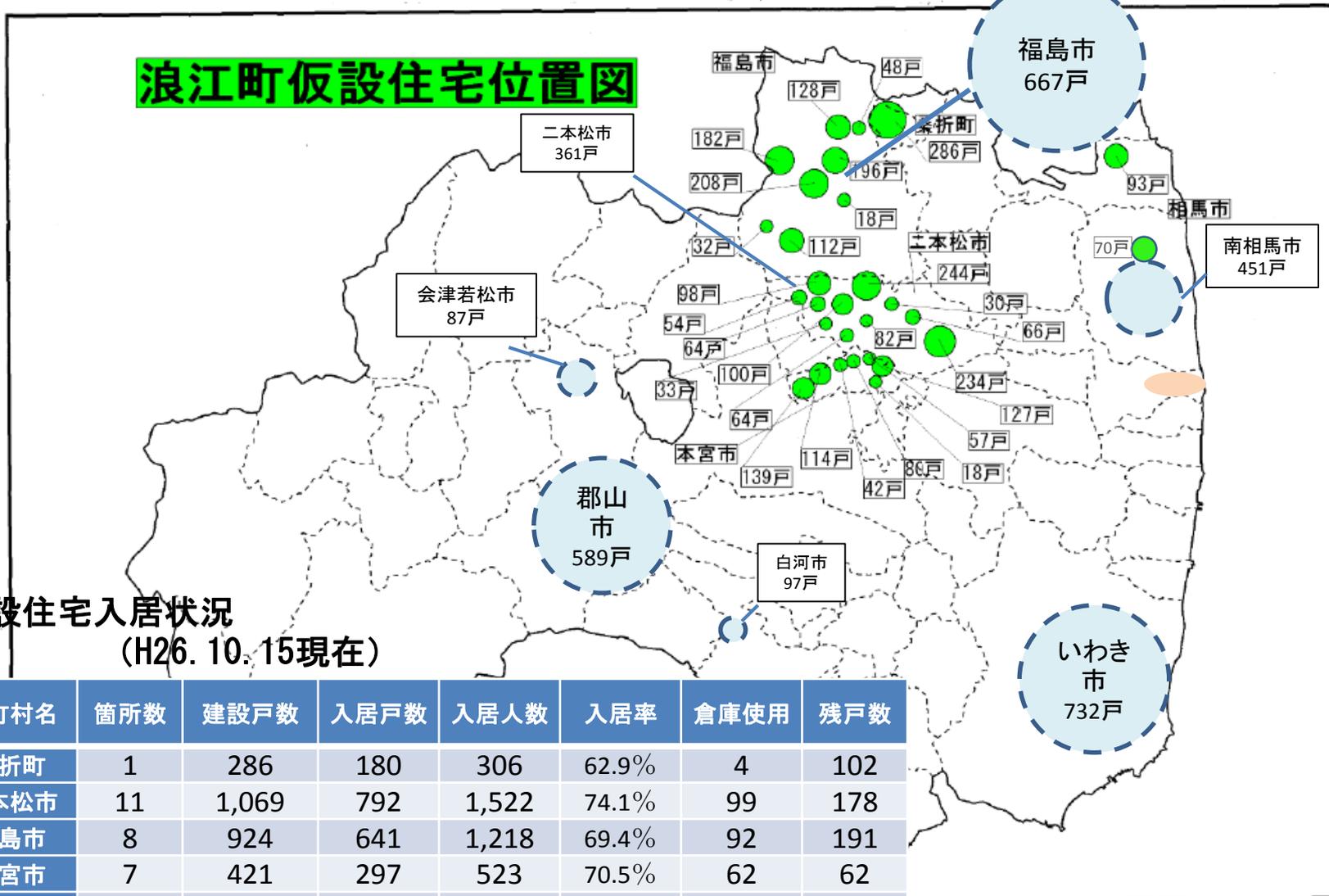
# 県外避難状況（H26.9.30現在）



# 福島県内での住居分散状況

※点線○は借上げ住宅入居状況

## 浪江町仮設住宅位置図

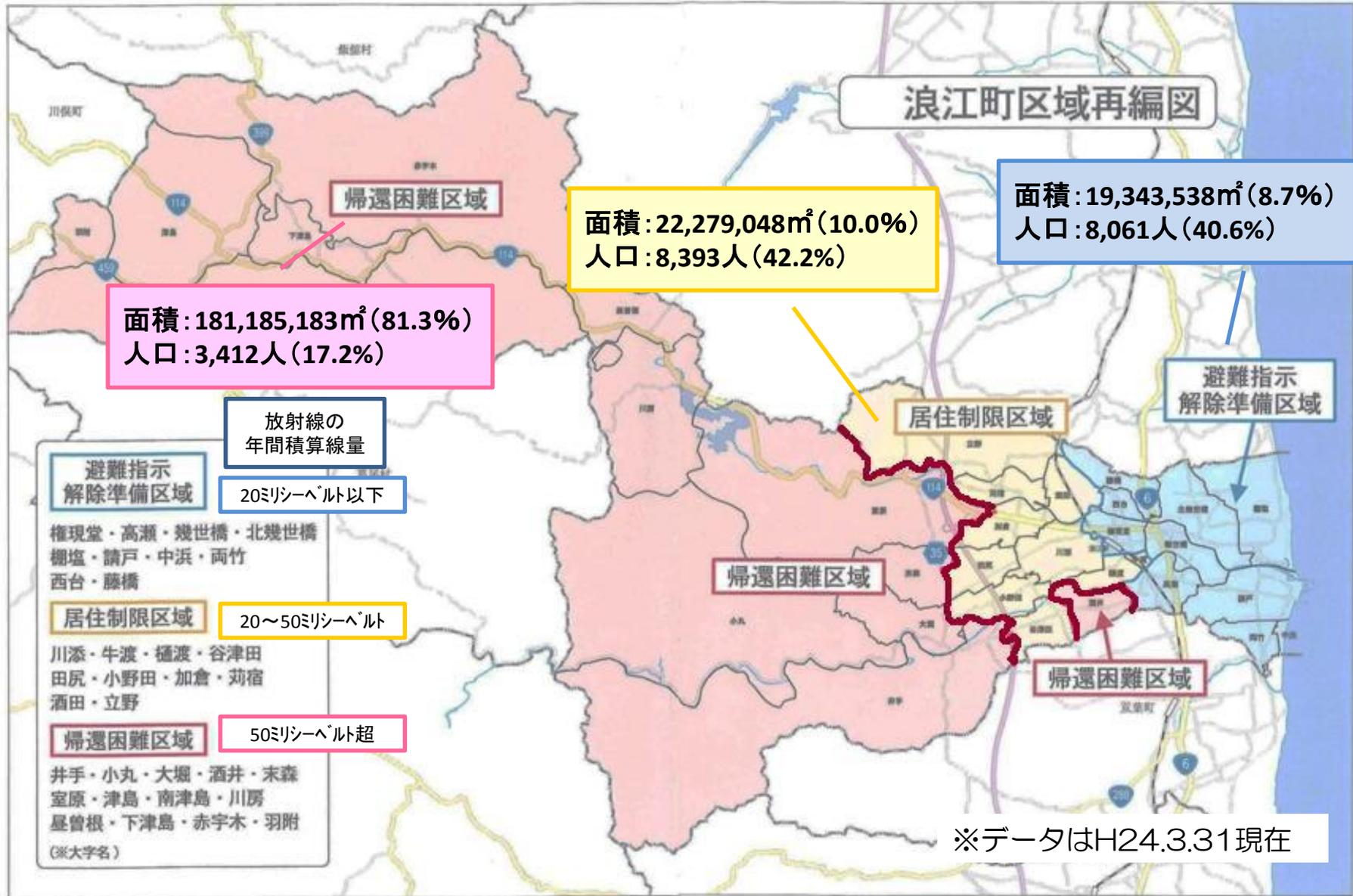


◇仮設住宅入居状況  
(H26. 10. 15現在)

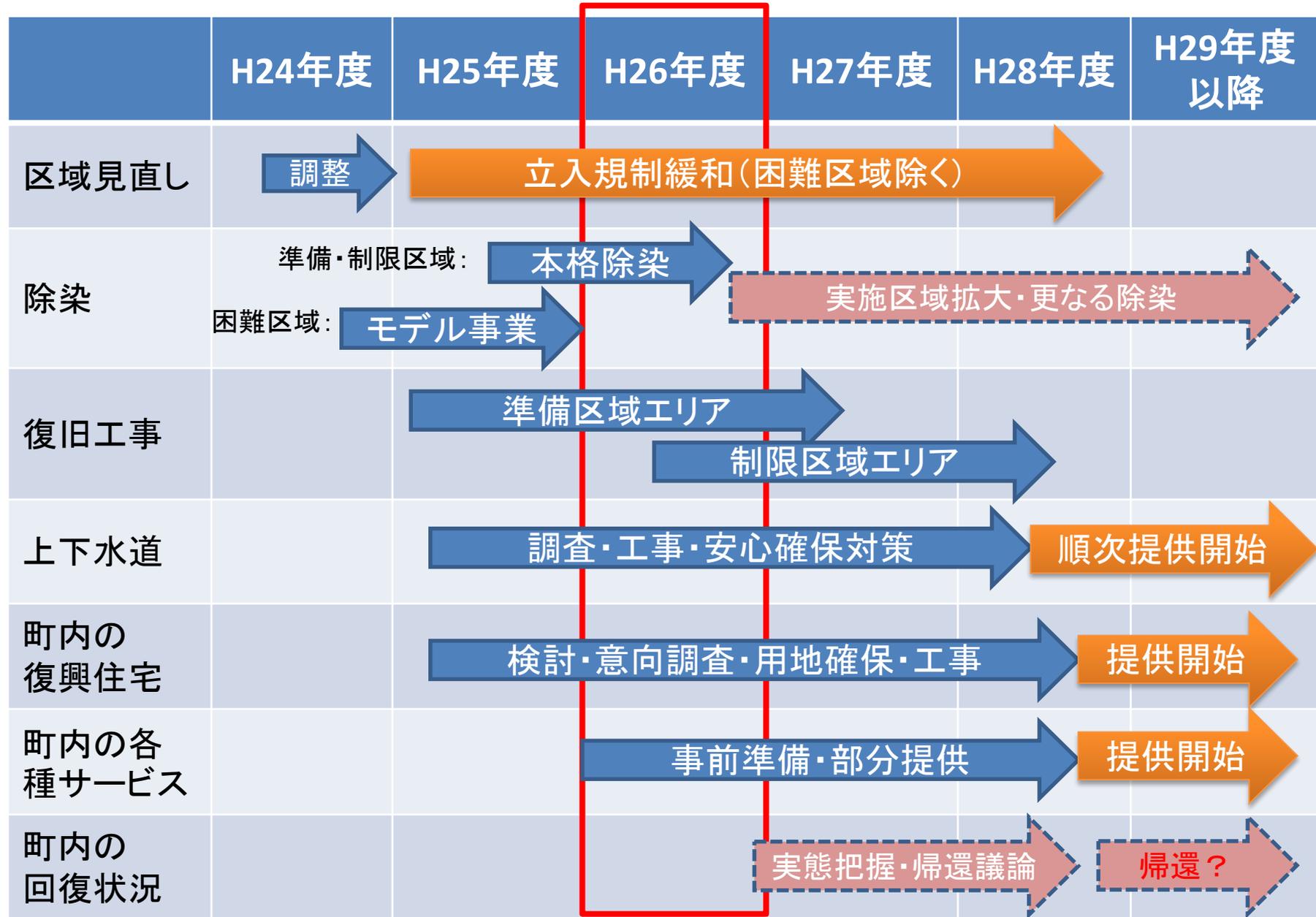
市町村名	箇所数	建設戸数	入居戸数	入居人数	入居率	倉庫使用	残戸数
桑折町	1	286	180	306	62.9%	4	102
二本松市	11	1,069	792	1,522	74.1%	99	178
福島市	8	924	641	1,218	69.4%	92	191
本宮市	7	421	297	523	70.5%	62	62
相馬市	1	93	93	200	100.0%	0	0
川俣町	1	30	18	30	60.0%	2	10
南相馬市	1	70	70	97	100.0%	0	0
計	30	2,893	2,091	3,896	72.3%	259	543

# ◆浪江町区域見直し

平成25年4月1日～



# ◆ふるさとと再生のロードマップイメージ



# 復旧・復興の様子



国道114号線の除染

除染作業によって出た廃棄物



請戸漁港の復旧工事



コンビニOPEN



4年ぶりの稲刈り

# 浪江町復興計画について

## ◆復旧・復興の対象の大きさ ～失ったもの～

- 復興＝被災地の復興？
- 復旧・復興でどんな状態にしたいか
- すなおな想いは「元の暮らし」
- 「元の暮らし」って何なのだろうか？
- 一言で言えば  
「**当たり前の幸せ**」

⇒失う前は分からなかった  
「当たり前の幸せ」と「ふるさと」の大切さ

## ◆「当たり前の幸せ」とは？

- 妻と夫、親と子、祖父母と孫
- 親しい隣人、友人、仲間
- PTAや地域でのつながり、地域伝統芸能
- 働く場、働くことで生まれるやりがい
- 子どもの頃から楽しみにしていたお祭り
- お気に入りのお店、風景、自然
- 当たり前の安心

⇒そして「当たり前の幸せ」は  
地域のみんなで作っていたこと

## ◆町としての「復興」への 向き合い方

そもそも「復興」とは何か？

- ・公共事業発想の復旧・発展が復興？
- ・「ふるさと」はただの土地？それとも単なるノスタルジー？

### 「復興」の定義づけからスタートする町

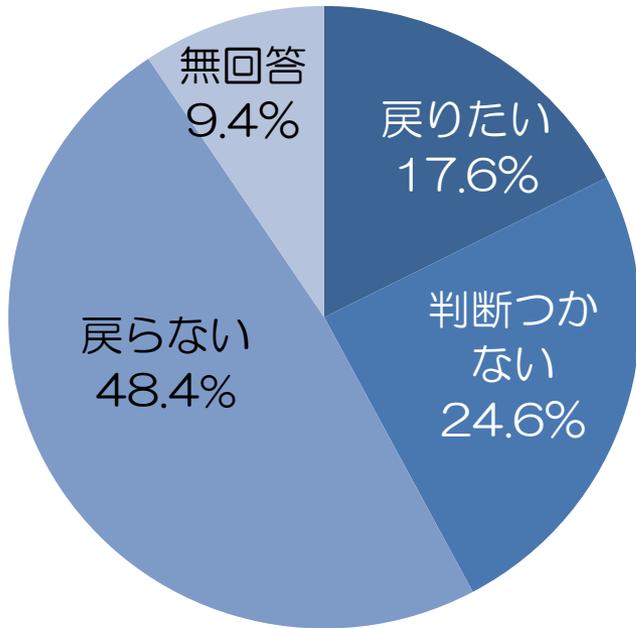
- ・一人ひとりの暮らしの再建  
→ 帰る・帰らないではなく、暮らしと命が第一
- ・ふるさとの再生  
→ 帰る・帰らないではなく、皆の宝を、引き継いだ責任、引き継ぐ責任

## ◆多様な側面での協働の必要性 ～多様性の確保、町民感覚～

- ・人によって判断が割れやすい問題
- ・「自分の正しい」が相手を傷つける。
- ・「相手の正しい」で自分が傷つく。
- ・無理な同一化によって相互が苦しむ風景
- ・通常の状態にない方々に対して、  
→選択が出来る前提を作ること  
→選択の自由を保障する仕組みを作ること

# ◆復興に向けて

## 避難指示解除後の帰還意向



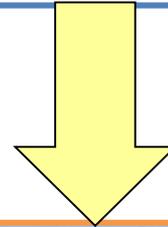
### 調査の概要

- ・調査対象 世帯の代表者 9,749世帯
- ・調査時期 平成26年8月8日～22日
- ・調査方法 郵送法・記名方式
- ・回収数 5,796世帯
- ・回収率 59.5%(昨年度63.5%)



## 浪江町復興ビジョン (平成24年4月策定)

町として、これらの災害にどう向き合っていくか、町民の再建やふるさとの再生の方向性を取りまとめ、今後の展望を示したもの



## 浪江町復興計画 【第一次】

(平成24年10月策定)

ビジョンの実現のため、施策の具体的な取り組みをまとめたもの

# 復興まちづくり計画イメージ図

避難指示解除準備区域を復興拠点と位置づけ、そこを足がかりに段階的に整備地域を拡大していきます。

## 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図





浪江焼麺太国



KACHI-UMAプロジェクト@大堀相馬焼



鈴木酒造店@山形県長井市



浪江町から県外へ農作物が出荷

# 町内の除染がスタートしました



# 被災地から基本的人権を問う

## 日本国憲法

**第13条（幸福追求権）** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第25条（生存権）** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第29条（財産権）** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。